

## 「神戸市旅館業法の施行等に関する条例」の一部改正(案)の概要

### 1 改正の趣旨

旅館、ホテル等については、厚生労働省の「旅館業における衛生等管理要領」(以下、「衛生管理要領」という。)を参考に、「神戸市旅館業法の施行等に関する条例」(以下、「条例」という。)において、必要な構造設備等を定めています。

令和7年3月に衛生管理要領が改正されたことや、多様化する旅館業の営業形態に対応するため、この度、条例改正を検討していますので、市民の皆様からのご意見を募集します。

### 2 改正の概要

#### (1)衛生管理要領改正に合わせた、ICTによる宿泊者の確認方法の範囲を拡大

改正された衛生管理要領において、ICTを用いた宿泊者の確認等について、現行の手法と同水準の安全性等が確保できる場合は、録画による無人対応の手法も認められました。今後予想される労働人口の減少やICT化の進展に対応するため、条例においてもICTを用いた録画による無人対応を可能とします。

#### (2)現行の条例で想定されていない玄関帳場等の構造設備について規定を整理

平成30年の旅館業法改正時に玄関帳場(フロント)の設置に代えてICTを用いた宿泊者の本人確認が認められました。その際、条例にて、玄関帳場を設置する施設と、設置せずICTにより対応する施設の2種類の区分で施設を分類し基準を定めました。

今回の改正では、玄関帳場を設置した上で出入確認等の一部の機能のみをICTで対応する両分類の中間の施設についても、基準を明文化します。

#### (3)入浴設備に関する規定について除外規定を追加

「神戸市公衆浴場法施行条例」では、入浴設備は壁等により外部からの見通しを防ぐことを規定した上で、水着等を着用する区域においてはこれを適用しない除外規定を設けています。

一方で、旅館業の入浴設備の外部からの見通しを同様に規定している本条例には、水着等を着用した場合の除外規定を設けていないことから、旅館、ホテル等の入浴設備の見通しに関する基準を公衆浴場の基準に揃え、水着等を着用した場合の除外規定を設けます。

#### (4)多様化する旅館業の営業形態に対応するため、各基準を見直し

##### ア ロビー設置にかかる規定

条例では、幅員1.4メートル以上のベッド(ダブルベッド)を設置するホテルにおいては、自由に人が集える公共性の高い空間として、客室数に応じた面積のロビーを設置するよう義務付けることにより、秘匿性が高くないよう規制しています。

近年、ビジネスホテル等においても、宿泊者ニーズからベッドサイズが大型化しており、ロビーに人が集うことが少ないにもかかわらず、一定面積のロビーの確保が必要となるなど、営業者に対する過度な負担となることが増えています。

また、ICTによるチェックインの普及により無人化が進み、ロビーに求められる役割も変化してきていること等を踏まえ、本規定を削除します。

イ 寝室等からの入浴設備の見通しにかかる規定

本市においては、入浴設備の壁がガラス等でできており、寝室等から入浴設備内部を見通せる構造を一律に規制してきました。

しかし、利用者のニーズの変化による営業形態の多様化から、全国的に特に観光地や高級感を重視した施設等において、景観が楽しめる客室やデザイン性の高い客室とするために同様の構造が増えてきています。そのため、本市においてもこのような構造の施設が営業できるよう、本規定を削除します。

ウ 寝室の有効幅員に関する規定

客室の宿泊定員は、寝室の面積に応じて算出するものと規定しています。

現在、寝室の有効幅員を1.8メートル以上と定めていることから、有効幅員が足りない場所は寝室として認めることができず、計画している定員を宿泊させることができない事例が生じ、事業者の負担となっています。

有効幅員を規定しなくても、定員1人あたりに必要な寝室面積は規定されており、利用者の衛生確保上の支障はないことから、本規定を削除します。

※客室：睡眠、休憩等宿泊者が利用し得る場所（客室に付属する浴室や便所等を含む）

エ 採光窓の設置場所

衛生管理要領において、旅館、ホテル等の客室には有効な採光を確保する必要がありますが、条例においてその窓は寝室に設置するよう定めているため、寝室を窓側に設けなければならない、客室デザインの自由度を狭めている状況です。寝室に適切な照明設備を設置することで照度の確保は可能であるため、採光窓の設置場所を寝室に限定しないものとします。

**(5) 食品衛生法で規制されている条文を削除**

宿泊者等に食事を提供する施設にあっては適当な規模の調理室が必要である旨の規制については、食品衛生法（関連する兵庫県条例を含む。）において定められていることから、本規定を削除します。

**3 今後の予定**

令和8年第1回定例市会（2月議会）に条例改正議案を提出し、議決を得て令和8年4月1日施行予定